経営情報科学 Vol.11 13

わが国の有価証券(現物)の時価評価について

品田 正*

戦後わが国は50年間、有価証券(現物)の評価損は任意・強制共に認められてきたが、評価益の 計上の方は原価主義の為に計上否認されてきた。しかし最近国際会計基準の時価主義化の傾向に 合わせてわが国でも1997年3月期からようやく評価益の計上を附属明細書に認めた。有価証券 (現物)の評価益計上制度化による「益だし」が2001年近辺で可能になろう。従来の理論では未実 現利益の評価益としか説明不能だが、慶応教授・笠井氏によれば「それは費用性資産・充用分の 商品に該当するが有価証券は費用性資産・派遣であって、運用益を他人に代行委任し保有利得を 実現させているのであって理論的矛盾はない」と明解に説かれた。であるとすれば、市場性有価 証券だけの評価益計上を認め、関係会社株式・子会社株式に認めず、これら3分類外のものは評 価益を資本剰余金に計上するのは1/3だけ国際化したことになり不十分(日本)ではないか。同じこ とが米国独自の3分類による①売却目的分のみを時価評価益計上容認し、②売却可能分、③満期 保有分は否認(②は包括利益として別計上を要請中だが当期利益には反映されない)している。

現状は、残りの2/3に国際基準との相違があり今後の調整待ちとなっている。韓国・現代の固定 資産評価益計上ケース等アジア各国特有の状況下、国際化をアジアの一員として対応するにはど うすべきか機をあらためて考察してゆきたい。

1 はじめに

戦後わが国で有価証券を時価評価し評価益を計上することはありえないことだった。それは評価益が未実現利益であり、売却することによって初めて実現利益にかわるとみなされていたからである。

国際会計基準と外国により、次第にわが国の考えが変り、有価証券のうち市場性あるものは評 価益を利益とみなすようになった。

そこで本稿では、どういう議論展開から時価主義を適用する範囲がどう変わるのか、その基本 にあるべき考え方はどんな理論かを考察したい。

2 時価主義容認へ(日本)

戦後50年間時価主義の完全な導入は行われていなかった。つまり、半分の評価損の方は任意・ 強制の別はあるものの、容認されてきたのだから、片手落ちの時価主義の時代が長く続いたので ある。

それが企業会計審議会の金融商品部会の6、7・8、13回議事をみると、1997年中の各回で、 時価評価益の計上を認め、損益に反映させてもよいという考えが明らかにされるようになった。

まず第6回(1997.2.19)議事要旨によれば、(1)金融商品の時価評価は換金可能性・貨幣類似性 に妥当性の根拠をみることができる、(2)金融資産のうち売買を目的としない金融商品は時価評価 しなくてよい、(3)投資家から見て金融商品は時価評価がよい、(4)投資とみなされるもの(関係会 社有価証券、長期保有有価証券)を時価評価しないとき、恣意性によらないことが明らかなルー

1999年2月25日受理

ルが必要だ、(5)時価評価益は当期純利益計上と包括利益計上と、資本剰余金の3方法が考えられる —— として、時価評価益を未実現利益だから断固利益計上反対という様子はどこにもみあたらない。

次に8・9回金融部会議事録要旨をみると、(1)時価情報が損益に反映されるべきか否かの選択 が可能になるようにすべきではないか、(2)時価評価容認の理由は、実現主義概念の拡張を意味す るのか、または、未実現損益だが損益計算に影響を与えるものだとみなすべきかによって利益の 定義が変わってしまう、(3)時価評価する、しないの判断を経営者がするなら恣意性の入る余地が あり、これが問題だというものである。特に(2)の未実現利益のまま損益に計上しつづけることで いいのかを問いかけている点は、我々会計学者が50年間「収益は実現、費用は発生」で認識して きた計上基準に変革を強いるものであり、本節で一部の有価証券にだけ評価益を実現したとみな す方向に改革が進みつつあることが確定的になるので、おわりにのところで、有価証券評価益を 実現利益とみなしてかまわないと結論づける理論を検索することになる。

つづいて、第13回金融商品部会議事録要旨によれば、(1)有価証券のうち流動資産に計上された 部分は時価評価益を実現利益としても仕方がないが、固定資産に計上された有価証券については、 損益に影響を与えない包括利益への計上を行ったほうがよいだろう、(2)目的毎に評価益計上の是 非は決めるべきで、売買目的の有価証券なら時価評価してよいが、子会社関連会社株式は時価評 価しない方がよい、(3)会社営業事業業務に拘束されているかどうかにより判断すべきだ。拘束さ れていれば時価評価すべきではないし、自由に好きな株数だけ売却できて、拘束されていなけれ ば、評価益を実現収益とみなして差し支えない、(4)基本的にできるだけ時価評価をすべきである。 また、評価差額は損益計算書の方へ計上されることとする、(5)満期保有の債券の時価変動が無意 味だからこの部分は評価益を計上しないなどの点が掲げられた。ここへきて(4)のように、時価評 価益は計上が前提とする本格的評価益計上容認姿勢の意見がみられるようになったのである。13 回部会も、事業拘束性、支配下の株式、満期保有証券、固定資産区分などに時価主義評価益計上 に制限域を作り、恣意性の余地を作ろうとしているが、これが結局、1998年6月の草案上、市場 性有価証券以外に2つの時価主義評価益の損益計算書計上容認しない概念分類を作る結果となっ てしまったのである。それらは(1)子会社・関係会社株式の評価益計上そのものの否定、および(2) その他の有価証券分類(つまり市場性有価証券と子会社株式および関係会社株式以外の、どちら にも入らない概念分類のもの)は評価益の計上が認められるが、損益計算書ではなく、資本の部 の剰余金に計上するというものである。この例外2項目がなければ、完全に国際会計基準が求め る現物有価証券の時価主義化を取入れることになるだけに、残念だというのが私見である。とい うのは、不況の深刻なこの時期に、政策上、企業活力をよみがえらせる会計処理が矢継ぎ早にど んどん政策登用されている昨今、(当期損失のうち半額位を来期に繰延可能となる税効果会計、巨 額な有価証券評価損が低下方の採用で生じてしまう点に着目した、含み損の非計上容認効果のあ る原価法評価法の採用の容認)時価主義評価系が認められることにより、今度は益出しが可能に なり、損を減らすばかりでなく利益を計上でき、会社営業成績をよく見せる(選択可能名複数の 会計処理の選択によることはもちろんであるが)事ができ、バランスシート内容が改良し、資金 調達力があがり、格付機関の格付があがり、資金調達コストが下がり、配当を維持し、上場を維 持することができるようになるのである。本業の回復に真水の注入で息を吹き返さなければなら ない時期である。しかも貸渋りで資金まわりがよくなく、融資の掛け率が下がっている折、時価 主義評価益の損益計上容認は、その導入の「益出し」期が一期だけとはいえ、巨額な評価益実現

利益をもたらす。この評価益がいかに巨大かは、1997年3月から附属明細書に記載されることが 制度的に要請されて改良され整備された「有価証券の評価益」額をみればすぐにわかる。原価表 示しか認められず50年もたってきたのだから、2倍・3倍から10倍近い(原価額と時価額の差 額=評価益計上根拠=)のものまである。政策効果、時流に合致している旨の指定は以上である。 会社救済的効果が評価益の計上容認にはともなうのである。

次にこの部会議事録に共通しているのは、ある理由を意図的に作り上げて、それらによって、 その範囲の有価証券に限って、評価益計上を認めさせないという点である。これはその理由がは たして、利益概念の一部拡張、実現概念の一部拡張を容認して、市場性有価証券のみを評価益の 実現収益計上容認領域とするほど確定的で絶対的であるかといえるかという疑問にであう。とい うのは恣意性を誘発するようなそういった分類が、どれほど意義があるかということである。か えって、制度に従おうとした会社の帳簿に評価益があちこちに表示され(剰余金=資本、損益計 算書の利益、包括利益)決算書をにぎわすわりに、それほど3種類の評価益に差があるわけでは なく、いずれも株主のもので、評価益を正当に反映しない分だけ、期末持分を不当に低く評価さ れるだけのこととみなすこともできよう。満期保有債券にしても、毎期株主が同じという保証は どこにもなく、次期の株主にはならないかもしれない当期の株主は、当期の資産の時価評価によ り、適性な十分な持分への評価を得るのであるといえるのではないか。これを非計上にすると、 その分だけ、次期の株主に評価益を寄贈したことになってしまうのでこれは実現分の未計上とい うことになり、改良しなければらないことになるのではないか。いまはじめて1998年6月に草案 ができて、有価証券の市場性ある部分が実現利益として評価益を認めたことは、大変な意識改革 のあった証である(実現概念の拡張、利益概念の拡張)。しかるに、せっかく行われた意識改革も あと3分の2の子会社株式・関係会社株式、その他の有価証券の2つの分類区分には時価主義評 価益の計上が認められなかったのは片手落ちであり、改良の余地が残り、ひいては、国際会計基 準との相違点を残したまま、時価主義導入となってしまうことを意味するであろう。これら2つ の領域については、子会社であることが恒久的に法律か何かで定められているものでもないし、 自社株買いや株式持ち合い解消の最近の会計処理の頻繁な発生は、日本的経営が株式面で変革期 にあり、部門や子会社がいつ本社のものでなくなるかわからない状況(株式持ち合いの解消の事 例 、M&A増加傾向の様子も含めて)が発生しやすくなるであろうから、子会社株式であっても 売れば時価主義の恩恵を受けるのであり、価値はすでに保有により増価をとげているのだから、 時価主義評価益の計上がおこなわれて何らさしつかえないと私見では考えるのである。

このように、慣習的に無意味な区分を作って時価評価益をかたくなに否定してきた風潮はきっ ぱり改め、国際会計基準本格導入を世界でただ3か国だけ行っていない米国、カナダ、日本の1 員として(注1)少しでも国際会計基準を受け入れやすい土壌作りが必要ではないかとの考える のである。

国際会計基準とは異なり、有価証券時価主義完全導入をこばんだり、分類をもうけようとして いる風潮は、同じく国際会計基準の容認をいまだ行っていない米国に類似性を見ることができる ので、次の章では米国の現況を確認し、そのうえで、「おわりに」で、有価証券評価益は実現収益 であるとする考え方をサポートする理論をたずねてゆきたい。

3 時価主義導入状況(米国)

米国では1993年まで時価主義で評価益を計上することは、単独の銘柄では認められておらず、 株式をプールして、ある銘柄の評価損が生じていても、その一部分を他の銘柄の評価益が同時に 生じていた場合、その分を評価損の減少に影響させるというものであった。これは、評価益が評 価損より大きくなった場合、取得原価を上限とする、つまり評価損益をゼロにすることをもって 上限とするというものだった。つまり、評価損をカバーする範囲でのみ、有価証券評価益を反 映できるというものだった。

その後評価益を各銘柄単独に認められるようになってから(1993年)5年経過し、5年おくれ て日本でも評価益計上を容認する草案を発表するにいたった。制度化導入は2001年からなのであ ろうか。連結本格化、税効果会計導入と時価主義が2000年前後にあいついで整備されようとして いる。ここでは引き続き米国の時価主義をみていく。

米国の現制度は、前章の日本のケースと類似し、3つの分類を設け、(1)計上先も損益計算書、 (2)資本の部(その後、包括利益概念の導入による同利益の計上を提唱)、(3)評価益非計上がそれら の区分基準である。そして(1)は売買目的の有価証券で、評価益を損益計算書に計上してよく、(2) は売買可能の有価証券で、評価益を計上してよいが、損益計算書の当期利益には反映させず、資 本の部の剰余金に計上し、(その後、資本の部の「その他の包括利益」及び、損益計算書の当期利 益のあとの「包括利益」に計上を主張)、(3)は満期保有目的の有価証券で、時価主義の評価益計上 を行わない分類としたのである。

恣意性の余地からいうと問題があろう。たとえば(1)「売却可能であって売却目的でない」と表 明し分類すれば、損益計算書への反映がなくなることが簡単にできるし、(2)満期保有予定が、当 期から売買目的に変更したと宣言し、中途解約すれば、評価益の損益計算書計上が可能になる一 一のである。

つまり、この3つが、単一に、有価証券の評価益の利益反映可能になるしか、恣意性の完全排 除、有価証券評価による利益操作の余地の撤廃はありえないのである。

米国に類似した日本の分類とを簡単に比べると、似ているようで異なっている。分類数と計上 しないケースが1区分で、計上する先がことなるのが2ケース、都合3区分となっている点だけ が偶然に(?)一致している。

つまり①売却可能な市場性ある有価証券も売却目的の市場性ある有価証券もありえる、②満期 保有は時価評価しないとしても、子会社・関係会社という支配区分で原価評価(時価評価を除外) すべしという区分を米国では設けていない。―― などの場合に分類基準の異質性をみることがで きる。

では、これら日・米両国の3分の1づつのみが有価証券評価益を損益に反映してよいという考えをすてて、全ての現物有価証券を時価主義評価益計上容認すると説得できる考え方・根拠付け はあるのだろうか。次の「おわりに」でその点を考察してゆきたい。 4 おわりに

本稿ではまず時価主義評価益の容認現象の現出を取り上げたが、戦後50年つづいた原価主義が 終焉し、原価主義から時価主義にパラダイム転換し、一時的混在の混沌的なすみわけ基準の不明 確な過渡的段階に突入しようとしていることのあらわれである。つまり、やがて、国際会計基準 の全面受け入れと、時価主義への完全切替えが有価証券現物について行われようとしている。

しかしこれほどまで長い間、「費用は発生主義・収益は実現主義」のテーゼを信奉し、堅持して きたのだから簡単には、「時価主義評価益は実現収益だ」とパラダイム転換できるものでもないこ とは痛いほどわかる。

しかしなしくずし的に評価益は実現収益だという考えが萌芽し、定着している今日、それを支 える理論があってしかるべきだが、いまのところない。

しかし全くないのではなく、笠井昭次教授(慶応義塾大学)の1998年三田商学研究41巻1号 (4月)及び2号(6月)に評価益は実現利益とみなしてよいという考えの根拠を見出すのである。

すなわち、株式などの有価証券を保有するとき、資金を投じ、市場関係者の売買により値が上 がり、含み益が生じ、その評価益分の換金が確実に可能になるわけである。資本を投じた時点で 保有利得の発生する権利を確実にし、あと実際それが生ずるごとに、その分を確実に換金可能価 値の高まりとして、利益を享受できる部分の増大をもたらすのである。であるとすれば、実現済 みの利益とならんで実現可能な利益が、評価益として織り込まれていってさしつかえないのでは ないかと思われるのである。

ここで有価証券だけが、貨幣性資産の現金、売掛金、貸付金、社債と異なるのに時価評価益の 計上が認められるというのは有価証券は派遣分という別分類に従えば(費用性資産である点は商 品とおなじだが、充用分である点が異なる)、売掛金、貸付金、社債と並んで同一の分類に入り、 整合性上、測定規約上、問題なしとみなされて行くことになろうと述べておれらる。(注2)

今後、各国の時価主義評価益の実現利益容認が進むと予想されるので、その動向を見守ってい かなくてはならないであろう。

国によっては固定資産を評価益に計上し、これを再評価剰余金に計上しているケースもあり、 めずらしいケースとして特記に値するであろう。(注3)

本稿2章で述べた日本の評価益の実現利益容認化の方向の経緯の参照となった企業会計審議会 のインターネット・ホームページアドレスhttp://www.mof.go.jpより、金融商品の会計処理方法の 比較(概要)を入手した。(表1)この表により小生が時価主義評価益の一律実現利益計上が必要 だと指摘するのは、国際会計基準の導入後の状況すなわちいいかえたものであるが、そこに保有 利得発生によるによる実現概念の拡張が賢者の説によって裏付けられたものであり、単に日本が 国際化の波に屈してやむをえず導入しざるを得なくなるのではないことを確認して本稿を締めく くりたい。

なお、付言するならば、保有利得の考えで実現主義を拡張しきれれば、一律時価主義の到来も そう遠いことではないであろうし、米国の国際基準受け入れが決まれば、日本もそれに右ならえ する可能性が高いし、いまの3分類がくずれることは近い将来発生する可能性が高いと考える。

国際会計基準の受け入れ方が特殊な日本は、企業会計審議会からの答申を受諾し制度化すると いう方法をとっており、日本公認会計士協会が別の提案をしており(同協会は国際会計基準委員 会理事国としての窓口業務をうけもっている)、すなわち時価評価益の計上を全有価証券現物に (債権や固定資産までも!)もとめているのであって、両者のひらきは相当おおきいといえる。国 により、米国でなく、英国を見本にすると、英国圏は本部が英国の国際会計基準委員会の影響だ ろうか、比較的、一律国際会計基準導入を決める国がアジアにも多々みられ、見本をどの国に置 くか、どんな機関が国内で国際化導入上の推進者なのかにより、取り込みかた、取り込み程度、 取り込み方法、取り込み時期が異なっているのである。この点の国際比較が次の関心事としてあ がってくるが、これは機を改めてとりくみたい。

*

注

- 1 国際会計研究学会、1998年11月8日、山地範明氏「会計基準の国際的調和をめぐる諸問題」(京都産業大学) の発表より。
- 2 三田商学研究、1997年7月の笠井昭次教授による現物有価証券の時価評価益は実現利益であるとする論文によると、下記の説明のように、商品と有価証券は属性がことなるので、明快に峻別されており、時価評価益を正当化に成功した。

待機分—現金—_______貨幣性資產 派遣分—__________貨幣性資產 派遣分—______貸付金—___貨幣性資產 派遣分—________貨幣性資產 派遣分—__________貨幣性資產 派遣分—________有価証券—費用性資產 充用分—______费用性資產 充用分—____未成工事—費用性資產

3 拙稿(共著大林久人)東京情報大学研究論集1巻3号P.187によれば、韓国の現代の決算書の1996年度資本剰余金には①株式払込剰余金②合併差益③資産再評価益が計上され、③が4241億ウオン強と全体の半分ちかくになっていることが注14で開示されている。

項	B	日本	米国	国際基準議案
デリノ	ド テブ	決済時に損益を認識するまでは 原則としてオフバランス (現物は以下のとおり)	時価評価を提案中 (公開草案)	時価評価を 提案 中
有価	証券	上場有価証券:原価法又は低価法 の選択 非上場有価証券→原価法	売却目的→時価評価し 損益計上 売却可能→時価評価し 貸借対照表の資本項目に計上 (注) 評価損益を包括利益に計上す ることを提案中(公開草案) 満期保有→原価法	時価評価を 提案 中
債	権	原価評価(貸倒見積額を引当計上)	原価評価(減損額 を引当計上)	時価評価を提案中
債	務	原価評価	原価評価	時価評価を提案中
(ヘッ:	ジ会計)	外貨建取引の一部に適用	外貨建取引等に適用(より広 範なヘッジ会計を提案)	提案なしを提案中

表1 金融商品の会計処理方法の比較(概要)

出典:インターネットhttp://www.mof.go.jpで企業会計審議会をクリックして入手

参考文献

1. 田中弘 「時価主義を考える」,中央経済社 1998.8.30

2. 石川鉄郎 「時価主義会計論」, 中央経済社 1992.1.20